
*
* 令和 5 年度 第 2 回 高 梁 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録 *
*

高 梁 市 農 業 委 員 会

令和5年度 第2回高梁市農業委員会総会会議録

1. 令和5年5月12日 午後 1時30分 招集
2. 令和5年5月12日 午後 1時26分 開会
3. 令和5年5月12日 午後 2時50分 閉会
4. 会議の場所 高梁市役所 3階大会議室
5. 出席、欠席、遅参又は中途退場した委員の氏名

議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	農 業 委 員 氏 名	出欠等 の 別	地区 番号	推 進 委 員 氏 名	出欠等 の 別
1	深 本 文 雄	出	1 1	小 野 貫 治	出	1	山 川 光 男	出
2	小 西 雅 己	〃	1 2	瀬戸川 伸行	〃	2	中 村 進	〃
3	伊達 千鶴子	〃	1 3	田 角 幸 正	〃	3	小見山 力信	〃
4	藤 本 久 也	欠	1 4	小林 三十二	〃	4	石 田 義 雄	〃
5	中 曾 浩 徳	出	1 5	中 家 泰 雄	〃	5	平 松 伸 行	〃
7	吉 岡 孝	〃	1 6	清 水 健 治	〃	6	山 元 憲 民	〃
8	前 崎 輝 之	〃	1 7	江 川 泰 司	〃	7	吉 家 仁	〃
9	西 村 匡 弘	〃	1 8	土 岐 康 夫	〃			
1 0	小 物 博 子	〃	1 9	金 子 時 典	〃			

6. 会議に出席した職員の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長 次 長 書 記	田 中 博 中 藤 宏 和 藤代 晋太郎	係 長	田 村 直 之		

7		本日の会議に付した議題とその結果			
		議案番号	件 名	結 果	
		第6号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件	許 可
		第7号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件	許 可
		第8号	農地法第5条の規定による許可申請について	9件	許 可
		第9号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による		
			農用地利用集積計画の決定について	9件	決 定
8		署 名 委 員			
			7番 吉 岡 孝		
			8番 前 崎 輝 之		
9		議 事 の 内 容			
		令和5年度 第2回高梁市農業委員会総会会議録			
		令和5年5月12日（金） 高梁市役所 3階大会議室			

議 長	それでは、本日の出席委員は、農業委員 17 名、推進委員 7 名です。過半数以上の委員が出席されていますので、会議は成立しております。只今から令和 5 年度第 2 回高梁市農業委員会総会を開会します。まず、本日の会議の議事録の署名委員の指名を行います。7 番吉岡委員と 8 番前崎委員を指名いたします。 審議に入ります前に議案の訂正等がありますので、事務局から説明をお願いします。
中藤次長 議 長	－ 議案訂正朗読説明 それでは、議事に入ります。「議案第 6 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。10 番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第 6 号 10 番朗読説明 － 10 番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地で田については、巨瀬町字堂ノ前外 394 番外 22 筆 面積は 23 筆で 16,037㎡です。畑については、巨瀬町字カウム子外 672 番 1 外 2 筆面積は 3 筆で 458㎡ 計 26 筆で 16,495㎡です。譲受人の通作距離は、6.9km 以内、耕作面積は 1,800㎡で、家族 2 人中耕作人は 2 人、対価は 10 アール当り 1 万 1 千円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、5 月 1 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、6 ページから 10 ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 田角委員 議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 確認した農地の半分は耕作できるよう管理されている状態でした。ご審議よろしく願いいたします。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。10 番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、10 番については許可とすることに決定しました。 次に 11 番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第 6 号 11 番朗読説明 － 11 番は、譲受人が、譲渡人から、空家バンク利用により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、落合町阿部字才原 3183 番 4 外 1 筆 地目は畑 面積は 2 筆で 168㎡です。譲受人の通作距離は、200m 以内、耕作面積は 0㎡、営農計画書をいただいております。家族 1 人中耕作人は 1 人、対価は 10 アール当り 3 万 2 千円です。この案件につきましては、譲受人の住所が横浜市となっておりますが、空家バンク利用により空き家を取得して移住する予定となっておりますので、通作距離の計算もその住所から行っております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第 3 条第 2 項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、5 月 8 日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、11 ページに添付しておりますので、ご覧ください。

議 長 山川委員 議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 わずかですが、近隣の方が耕作されていました。問題ないと思われます。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。１１番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、１１番については許可とすることに決定しました。 次に１２番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第６号１２番朗読説明 － １２番は、譲受人が、譲渡人から、増反により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、落合町原田字野田２２７番４地目は田面積９６１㎡です。譲受人の通作距離は、１０km以内、耕作面積は４，７３０㎡、家族２人中耕作人は２人、対価は１０アール当り８０万円です。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、５月８日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１２ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 山川委員 議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 周辺の復旧工事の関係で機械が置かれていたが、撤去すればすぐに耕作できる状態でした。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。１２番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員ですので、１２番については許可とすることに決定しました。 次に１３番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第６号１３番朗読説明 － １３番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、巨瀬町字町並４７５６番２地目は畑面積は３５５㎡です。譲受人の通作距離は、４６km以内、耕作面積は３５５㎡、家族１人中耕作人は１人、対価は無償です。この案件につきましては、譲渡人と譲受人は親子であり、同一世帯となっておりますが、譲渡人が施設に入っているため、譲受人のみを家族として表記しております。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、５月１日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１３ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。

田角委員	譲渡人の自宅は空き家となっています。年数回草刈りをされており、問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。１３番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
中藤次長	挙手全員ですので、１３番については許可とすることに決定しました。
	次に１４番について事務局から説明をお願いします。
	－ 議案第６号１４番朗読説明 －
	１４番は、譲受人が、譲渡人から、贈与により申請農地の所有権を取得する案件です。申請農地は、田については、中井町津々字柏２０８５番１外２筆 面積は３筆で６，２７８㎡です。畑については、中井町津々字柏２０８２番２外３筆面積は４筆で１，７５８㎡であり、計７筆で、面積は８，０３６㎡です。譲受人の通作距離は、３００ｍ以内、耕作面積は８，０３６㎡、家族４人中耕作人は２人、対価は無償です。この案件につきましては、譲受人と譲渡人は親子であり、この度全農地について生前贈与するものです。これらのことから、農作業にも常時従事するものと認められ、また、取得後の農地について利用できるものと認められます。さらに、周辺農地との調和についても現地調査を行い、支障を及ぼす恐れは無いものと判断いたしました。従いまして、農地法第３条第２項の不許可要件には該当しないため、許可要件の 全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、５月１日に担当委員と現地調査を行っています。地図については、１４ページ及び１５ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
中村委員	田は田植えを、畑は草刈りをされていきました。特に問題ないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。１４番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
	挙手全員ですので、１４番については許可とすることに決定しました。
	次に、「議案第７号 農地法第４条の規定による許可申請について」を議題といたします。なお、関連がありますので、議案第８号９番を合わせて議題とし、議案第７号２番及び議案第８号９番について説明願います。
	－ 議案第７号２番及び議案第８号９番朗読説明 －
中藤次長	議案第７号２番は、転用者が、申請農地を墓地参道用地に転用する案件です。申請農地は、川上町仁賀字カヤゾウリ５４８２番地目は畑 面積は２２３㎡の内６．６㎡、この農地の農地区分は、２種農地となります。施設の概要としては、墓地参道６．６㎡資金については、自己資金３万円です。議案第８号９番は、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、露天駐車場及び墓地参道用地に転用する案件です。申請農地は、川上町仁賀字前畑５４９６番１地目は畑面積は２４４㎡です。この農地の農地区分は、第２種農地であり 転用地の価格は１０アール当り４０万９千円です。施設の概要としては、露天資材置場７５㎡と墓地参道１６９㎡であり、資金については、自己資金１０万円です。備考に記載しておりますが、露天駐車場７５㎡と墓地参道１７５．６㎡で全体計画面積は、２５０．６㎡となります。この案件につきましては、墓地参道について事前着工されており、始末書の提出

議 長 前崎委員 議 長	をお願いしております。また、許可基準に沿って検討いたしました。信用については、過去に違反転用もなく、問題はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分見込みにつきましても、該当ありません。以上のことから、農地法第4条第6項及び第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。なお、この案件については、5月8日に担当委員と現地調査を行っています。地図等については、16ページから19ページに添付しておりますので、ご覧ください。 事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 現地確認をしたところ、墓地参道用地は既にコンクリートで造成されていきました。墓参りには必要な用地であると思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長 議 長	なしとの声がありました。議案第7号2番及び議案第8号9番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員） 挙手全員ですので、議案第7号2番及び議案第8号9番については許可と決定しました。次に、「議案第8号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。関連がありますので、10番から12番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第8号10番から12番朗読説明 － 最初に10番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、津川町今津字幾ルビ1874番1地目は田面積は909㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり 転用地の価格は10アール当り22万円です。次に11番については、転用者から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、津川町今津字法清デン1875番1地目は田面積は183㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり、転用地の価格は、10アール当り64万6千円です。最後に12番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、津川町今津字幾ルビ法清田1876番1地目は田面積は491㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり、転用地の価格は、10アール当り20万3千円です。施設の概要としては、太陽光パネル180枚、発電量は49.50kwです。資金については、自己資金903万2千円です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、5月1日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、20ページから21ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長 吉岡委員 議 長 議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。 申請農地の周辺は既に太陽光発電施設が設置されており、特に問題はないと思います。 現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 （「なし」と呼ぶ者あり。） なしとの声がありました。10番から12番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 （挙手全員）

議 長	挙手全員ですので、１０番から１２番については許可と決定しました。次に、１３番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長	－ 議案第８号１３番朗読説明 － ３番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、津川町今津字幾ルビ１８８３番１外１筆地目は田面積は２筆で２，１９４㎡です。この農地の農地区分は、第２種農地であり 転用地は１０アール当り２２万７千円です。施設の概要としては、太陽光パネル１９２枚、発電量は４９．５０kw です。資金については、自己資金１，０６２万円です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、５月１日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、２２ページから２３ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
吉岡委員	申請農地の周辺は先ほどの案件と同様に既に太陽光発電施設が設置されており、特に問題はないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。１３番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
中藤次長	挙手全員ですので、１３番については許可と決定しました。次に、１４番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第８号１４番朗読説明 － １４番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、成羽町成羽 字 金定 １９８７番１外１筆 地目は田 面積は２筆で２，１５０㎡です。この農地の農地区分は、第２種農地であり 転用地は１０アール当り３７万２千円です。施設の概要としては、太陽光パネル１９２枚、発電量は４９．５０kw です。資金については、自己資金９８４万８千円です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、５月２日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、２４ページから２５ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
小林委員	２，３年前から耕作はされていない様子で、周辺には太陽光発電施設が設置されています。ご審議よろしく願いいたします。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	（「なし」と呼ぶ者あり。）
議 長	なしとの声がありました。１４番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	（挙手全員）
議 長	挙手全員ですので、１４番については許可と決定しました。次に、１５番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第８号１５番朗読説明 －

中藤次長	15番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、中井町津々字杉ヶ屹2543番1地目は畑面積は1,121㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり 転用地は10アール当り16万9千円です。施設の概要としては、太陽光パネル156枚、発電量は44.55kwです。資金については、自己資金787万9千円です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、5月1日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、26ページから27ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
中村委員	申請農地は耕作されていない状態でした。また、下の方にぶどう畑があるため水の流れが課題となりそうですが、他には問題はないと思います。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
議 長	(「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長	なしとの声がありました。15番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
議 長	(挙手全員)
中藤次長	挙手全員ですので、15番については許可と決定しました。次に、16番について事務局から説明をお願いします。 － 議案第8号16番朗読説明 － 16番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、川上町高山字宮ノ前3645番地目は田面積は1,564㎡です。この農地の農地区分は、第2種農地であり 転用地は10アール当り19万1千円です。施設の概要としては、太陽光パネル144枚、発電量は44.55kwです。資金については、自己資金740万2千円です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしました。信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、5月2日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、28ページから29ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長	事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
山元委員	申請農地は耕作されておらず、周辺は休耕状態でした。周辺に影響はないと思われます。
議 長	現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。
山元委員	申請業者は市内に支所があるのでしょうか。
中藤次長	岡山支店はありますが、市内に支所はないと思います。
小林委員	5条申請で特定の業者名で複数出ていますが、全て同一業者が対応しているのですか。
中藤次長	関連業者で対応している案件も含まれており、1つの業者名で議案提出しています。
議 長	他に発言等ありますか。
	(「なし」と呼ぶ者あり。)

議 長		なしとの声がありました。１６番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長		挙手全員ですので、１６番については許可と決定しました。次に、１７番について事務局から説明をお願いします。
中藤次長		－ 議案第８号１７番朗読説明 － １７番については、転用者が、譲渡人から申請農地の所有権を取得し、太陽光発電施設を設置するために転用するものです。申請農地は、津川町今津 字 幾ルビ森ノ内 １８３３番１外１筆 地目は田 面積は２筆で１，３８３㎡です。この農地の農地区分は、第２種農地であり 転用地は１０アール当り５０万円です。施設の概要としては、太陽光パネル１２６枚、発電量は４９．５０kw です。資金については、自己資金９４４万円です。この案件につきまして、許可基準に沿って検討いたしましたが、信用につきましては、過去に違反転用等はありません。転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ありません。行政庁の免許、許可、認可等の処分の見込みにつきましては、該当はありません。以上のことから、農地法第５条第２項の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。この案件については、５月１日に担当委員と現地調査を行っています。地図等は、３０ページから３１ページに添付しておりますので、ご覧ください。
議 長		事務局から説明がありましたが、現地を調査した委員さんから報告があればお願いします。
山元委員		周囲に影響はないと思われます。
議 長		現地の状況は、ただ今報告のあったとおりです。何か発言はありますか。 (「なし」と呼ぶ者あり。)
議 長		なしとの声がありました。１７番について許可とすることに賛成の委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長		挙手全員ですので、１７番については許可と決定しました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。それでは、以上をもちまして、高梁市農業委員会第２回総会を閉会します。

令和5年5月12日

会 長 土 岐 康 夫

7 番 吉 岡 孝

8 番 前 崎 輝 之